

直方市議会の後援等に関する取扱い要綱

直方市議会の後援等に関する取扱い要綱（平成29年直方市議会告示第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、各種団体又は個人（以下「団体等」という。）が行う事業に対し、直方市議会（以下「市議会」という。）が後援及び議長賞の交付（以下「後援等」という。）を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 後援 団体等が主催する事業に対して、市議会が事業の趣旨に賛同し、奨励の意を表して名義の使用を承諾することによって支援することをいう。
- （2） 議長賞 団体等が主催する事業において市議会が事業の趣旨に賛同し、賞状等を交付する場合に、使用させる賞の名称のことをいう。
- （3） 電子情報処理組織 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。
- （4） 電子申請 電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。

（後援の名義）

第3条 議長が使用を承諾する名義は、「直方市議会」とする。

（後援等の承諾基準）

第4条 議長は、後援等を受けようとする事業が、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、後援等の承諾をするものとする。

- （1） 市の施策の推進に寄与する事業であること。
- （2） 原則として、市の区域又は隣接する区域で開催されるなど、広く市民を対象とした事業であること。
- （3） 事業の開催場所において、公衆衛生、安全管理、災害防止等に関する措置が講じられていること。
- （4） 営利を主たる目的としない事業であること。
- （5） 特定の政党、その他政治団体の利害に関する事業又は公私の選挙に関し、特定の候補者若しくは政党を支持する事業でないこと。
- （6） 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗教若しくは教団を支援する事業

でないこと。

(7) 直方市暴力団等追放推進条例（平成20年直方市条例第20号。）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団関係団体又は同条第5号に規定する暴力団関係者である団体が主催又は共催する事業でないこと。

(8) 第8条に規定する承諾の取消しを受けた事業でないこと。

(9) 法令又は公序良俗に反する事業でないこと。

(10) その他議長が後援等を行うことが不適当と認める事業でないこと。

（申請の方法）

第5条 後援等の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、事業を開催する30日前までに、後援等申請書（様式第1号）を提出し、又は電子申請の方法により必要事項を記載の上、事業計画書及び収支予算書等の事業内容を明らかにする書類その他議長が必要と認める書類を添えて、議長に申請しなければならない。

（決定及び通知）

第6条 議長は、前条の申請がなされた場合は、その内容を審査し、後援等の適否を決定するものとする。

2 議長は、後援等を行うことの決定をしたときは、後援等承諾通知書（様式第2号）により、その旨を申請者に通知するものとする。この場合において、議長は申請者に対し、必要に応じ条件を付することができる。

3 議長は、後援等を行うことを不適当と決定したときは、後援等不承諾通知書（様式第3号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

4 議長は、当該申請が電子申請の方法による場合は、前2項の通知について電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（変更）

第7条 前条第2項に規定する後援等の決定を受けた申請者（以下「被決定者」という。）は、事業を変更し、又は中止しようとするときは、後援等変更申請書（様式第4号）を提出し、又は電子申請の方法により必要事項を記載の上、事業計画書及び収支予算書等の変更内容を明らかにする書類その他議長が必要と認める書類を添えて、議長に申請しなければならない。

2 議長は前項の申請があった場合は、その内容を審査し、後援等変更承諾通知書（様式第5号）又は後援等変更不承諾通知書（様式第6号）により被決定者に通知するものとする。

- 3 議長は、当該申請が電子申請の方法による場合は、前項の通知について電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（承諾の取消し）

第8条 被決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、議長は、後援等の承諾を取り消すことができる。この場合において、議長は、後援等取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請により後援等を受けた場合
- (2) 市議会の付した条件に違反した場合
- (3) 第6条に規定する後援等の承諾を受けた団体が解散した場合
- (4) 議長が取消しを必要と認めた場合

- 2 議長は、当該申請が電子申請の方法による場合は、前項の通知について電子情報処理組織を使用して行うことができる。

- 3 承諾の取消しにより、団体等が損害を受けた場合においても、市議会は賠償の責めを負わない。

（報告）

第9条 被決定者は、当該事業が完了したときは、速やかに事業報告書（様式第8号）を提出し、又は電子申請の方法により必要事項を記載の上、収支決算書その他の事業内容を明らかにする書類を添えて議長に報告しなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が、別に定める。

附 則

この告示は、令和3年8月2日から施行する。

【様式ファイルあり】

【様式ファイルあり】

【様式ファイルあり】

【様式ファイルあり】

【様式ファイルあり】

【様式ファイルあり】

【様式ファイルあり】

【様式ファイルあり】